

令和7年度  
盛岡広域振興局保健福祉環境部  
岩手県県央保健所



【問合せ窓口】

企画管理課（電話 019-629-6565）

医療介護課（電話 019-629-6566）

保健課（電話 019-629-6569）

環境衛生課（電話 019-629-6583）

保護課（電話 019-629-6580）

福祉課（電話 019-629-6576）

〒020-0023 盛岡市内丸 11 番 1 号

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/>

（サイト内検索「県央保健所」）

## 目 次

I 保健医療圏	.....	P1
II 管内の概況	.....	P3
III 保健所の基本的機能	.....	P4
IV 岩手県県央保健所(旧盛岡保健所)のあゆみ	.....	P6
V 令和7年度盛岡広域振興局保健福祉環境部・県央保健所の組織と人員	.....	P7
VI 各課の業務内容について		
(1) 企画管理課の業務	.....	P8
(2) 医療介護課の業務	.....	P9
(3) 保健課の業務	.....	P11
(4) 環境衛生課の業務	.....	P15
(5) 保護課の業務	.....	P18
(6) 福祉課の業務	.....	P20
VII 参考資料	.....	P21



## I 保健医療圏

### 1 保健医療圏域の設定に関する基本的な考え方

保健医療圏は、地域の特性や保健医療需要に対応して、保健医療資源の適正な配置を図りながら、これらを有効に活用し、包括的な保健医療サービスを適切に提供する体制の体系化を図るために設置する地域的単位です。

なお、二次および三次医療圏は、医療法において定められています。

### 2 保健医療圏

#### (1) 一次保健医療圏

一次保健医療圏は、地域住民の日常的な健康相談、健康管理や一般的にみられる疾病的診断・治療などのプライマリ・ケアに対応する圏域です。住民の日常生活に密着した保健・医療・福祉サービスを提供する区域を言い、一般的には市町村の区域をその圏域とします。

#### (2) 二次保健医療圏

二次保健医療圏は、入院医療を中心とする一般の医療需用に対応するほか、広域的、専門的な保健サービスを効果的、効率的に提供するための圏域であり、医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域（二次医療圏）として設定するものです。

二次保健医療圏においては、同一の圏域内において、通常の保健医療需要の充足が図られることを基本として、保健医療機関相互の機能分担と連携等を図り、体系的な保健医療サービスの提供体制の整備を図るとともに、医療法第30条の4第2項第11号の規定による基準病床数を算定する区域として、医療資源の適正な配置を促進するものです。

#### (3) 疾病・事業別医療圏

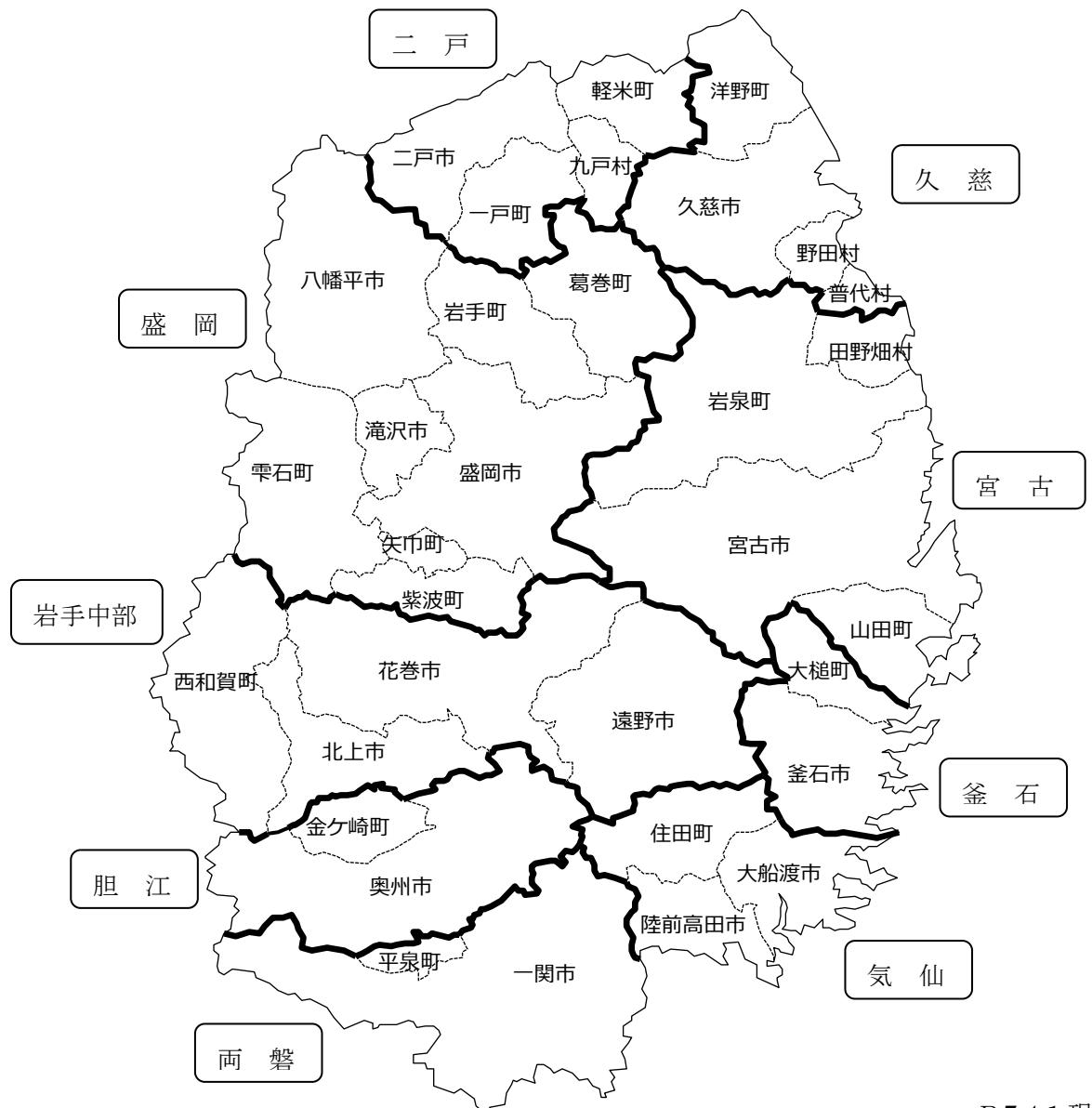
5疾病・6事業及び在宅医療のそれぞれに係る医療連携体制を構築する際の圏域については、従来の二次医療圏に拘らず、患者の移動状況や地域の医療資源等の実情に応じて弾力的に設定することとされており、本県では、がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、精神科救急医療、周産期医療については、医療の高度化・専門化やデジタル化の推進、交通アクセスの向上など本県医療を取り巻く環境と、疾病・事業それぞれの特性を踏まえて、二次医療圏とは異なる医療圏を設定しています。

#### (4) 三次保健医療圏

三次保健医療圏は、二次保健医療圏との有機的な連携のもとに、特殊な医療需要に対応する医療サービスや高度かつ専門的な保健サービスを提供するための圏域であり、医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域（三次医療圏）として、岩手県全域を設定しています。

なお、特殊な医療とは、特殊な診断又は治療を必要とする医療であって、次のいずれかに該当するものです。（医療法施行規則第30条の28の2）

- 1) 先進的な技術を必要とするもの
- 2) 特殊な医療機器の使用を必要とするもの
- 3) 発生頻度が低い疾病に関するもの
- 4) 救急医療であって特に専門性の高いもの



R 7.4.1 現在

二次保健医療圏

疾病・事業別医療圏

圈域	構成市町村
盛岡	盛岡市 八幡平市 滝沢市 雉石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町
岩手中部	花巻市 北上市 遠野市 西和賀町
胆江	奥州市 金ヶ崎町
両磐	一関市 平泉町
気仙	大船渡市 陸前高田市 住田町
釜石	釜石市 大槌町
宮古	宮古市 山田町 岩泉町 田野畠村
久慈	久慈市 普代村 野田村 洋野町
二戸	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

疾病・事業	圈域数
がん	5 医療圏
脳卒中	7 医療圏
心筋梗塞等の心血管疾患	8 医療圏
精神科救急医療	4 医療圏
周産期医療	4 医療圏

## II 管内の概況

### 1 位置、面積

盛岡広域振興局保健福祉環境部及び岩手県県央保健所が所管する※県央広域振興圏は、岩手県の中央部に位置し、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町の3市5町で構成されています。面積は3,642km<sup>2</sup>（県土の23.8%）、人口密度は、124.1人/km<sup>2</sup>（令和5年10月1日現在、令和5年保健福祉年報）で、全県（76.1人/km<sup>2</sup>）を大きく上回っています。

（※盛岡市は、平成20年4月に中核市保健所として盛岡市保健所を開設しました。）

### 2 自然条件

圏域の地形は、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走し、岩手山をはじめ県内の有数の山岳が連なり、標高300メートル以上の山岳丘陵地帯が約80%を占めています。この山地の間を南流する北上川、北流する馬渕川、西流する米代川の水系からなる河川の流れ、中でも北上川は、東西の山地の水源を発する谷藤川、松川、雫石川等の支流をあわせて一大水系となり、圏域の中央部を貫流しています。気候は概して内陸部で気温の変化が大きく、夏は過ごしやすいのが特徴です。冬は寒冷で平地部の積雪は比較的少ないが、西部山岳地帯は降雪量も多く、全国有数のスキーリゾートエリアを形成しています。

### 3 交通

圏域の鉄道は、東北新幹線や秋田新幹線及び東北本線を主軸として山田線、田沢湖線及び花輪線に接続されている。また、東北新幹線盛岡以北の並行在来線は三セク鉄道のIGRいわて銀河鉄道が経営しています。幹線道路は、東北自動車道、一般国道4号、46号、106号などの主要地方道や一般県道等が一体となって道路網を形成し、県内外を結ぶ都市間バスの運行などにより各地域と密接に結びついています。

### 4 産業

圏域を大別すると、盛岡市は県都として政治、経済、教育、文化、医療、情報等都市機能が集積し、本県の中核的役割を果たしているほか、圏域内外の交流が活発な商工業を中心とした都市となっています。県央部を除く市町の主な産業は農林業ですが、盛岡市の近郊は宅地開発等により都市化の傾向が顕著となっています。また、全国屈指のスキー場や温泉、自然景観を生かした内陸型リゾートの拠点が形成され、四季を通じて観光客が訪れています。

### 5 人口

圏域の人口は、452,087人（令和5年10月1日現在、令和5年保健福祉年報）で、全県の38.0%を占め、世帯数は、211,808世帯で全県の39.1%を占めています。圏域の人口構成は、15歳未満の割合は11.1%で減少傾向にある一方、65歳以上は30.6%で年々増加しています。なお、65歳以上の割合は、市町格差が大きく、50%を越える地域もあります。

### 6 人口動態

令和5年の圏域の出生数は2,396人、出生率は、5.3で県平均4.7を上回っています。死亡数は6,157人、死亡率は13.6で県平均16.9を下回っています。

合計特殊出生率は、1.34で、県平均1.35を下回っており、年々低下しています。

（令和5年保健福祉年報）

### III 保健所の基本的機能

#### 1 保健所の歴史

昭和 12 年（1937 年）に保健所法（旧）が制定され、翌昭和 13 年、最初の保健所として、盛岡保健所は盛岡市及び岩手郡を管轄区域として開設された。当初保健所は、行政機関としてではなく、健康相談所と同じく純然たる指導機関として創設されたが、昭和 17 年（1942 年）国民体力法の改正により、国の保健衛生施策の第一線実施機関として行政庁の性格を有することとなり、昭和 19 年（1944 年）全ての各種保健指導施設を保健所に統合し、全国 770 箇所の保健所網が完成した。

第 2 次世界大戦終結後、昭和 22 年（1947 年）9 月、保健所法が全面改正され、保健所は、保健指導業務、予防対策とその管内地域の保健衛生に関する行政事務と合わせて実施する機関として位置付けられた。その後、感染症対策が着実に効果を上げる一方、人口の少子高齢化、慢性疾患を中心とする疾病構造の変化に加え、地域住民のニーズの多様化高度化に対応すべく地域保健の総合的な見直しが行われ、平成 6 年（1994 年）6 月、保健所法に変わり、地域保健法が制定され、平成 9 年（1997 年）全面施行された。

岩手県においては、平成 9 年 4 月に、保健所と地方振興局福祉部門の組織が統合されている。

また、盛岡市は中核市保健所として平成 20 年 4 月に盛岡市保健所を開設した。

#### 2 保健所の設置

地域保健法において、「保健所は、都道府県、指定都市、中核市、その他の政令で定める市、又は特別区が設置する」ことになっている。

設置状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R 元	2	3	4	5	6	<u>7</u>
保健所 数	510	494	495	495	494	490	486	480	481	469	472	469	470	468	468	468	<u>462</u>

出典：厚生労働省生活衛生局健康課地域保健室調

#### 3 基本指針（地域保健法第 4 条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針）

地域保健法において、「厚生労働大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない」とされ「基本指針は次の事項について定めるものとする」とされている。

- 1) 地域保健対策の推進の基本的な方向
- 2) 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
- 3) 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
- 4) 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項
- 5) 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本事項
- 6) その他地域保健対策の推進に関する重要事項

#### 4 保健所の業務

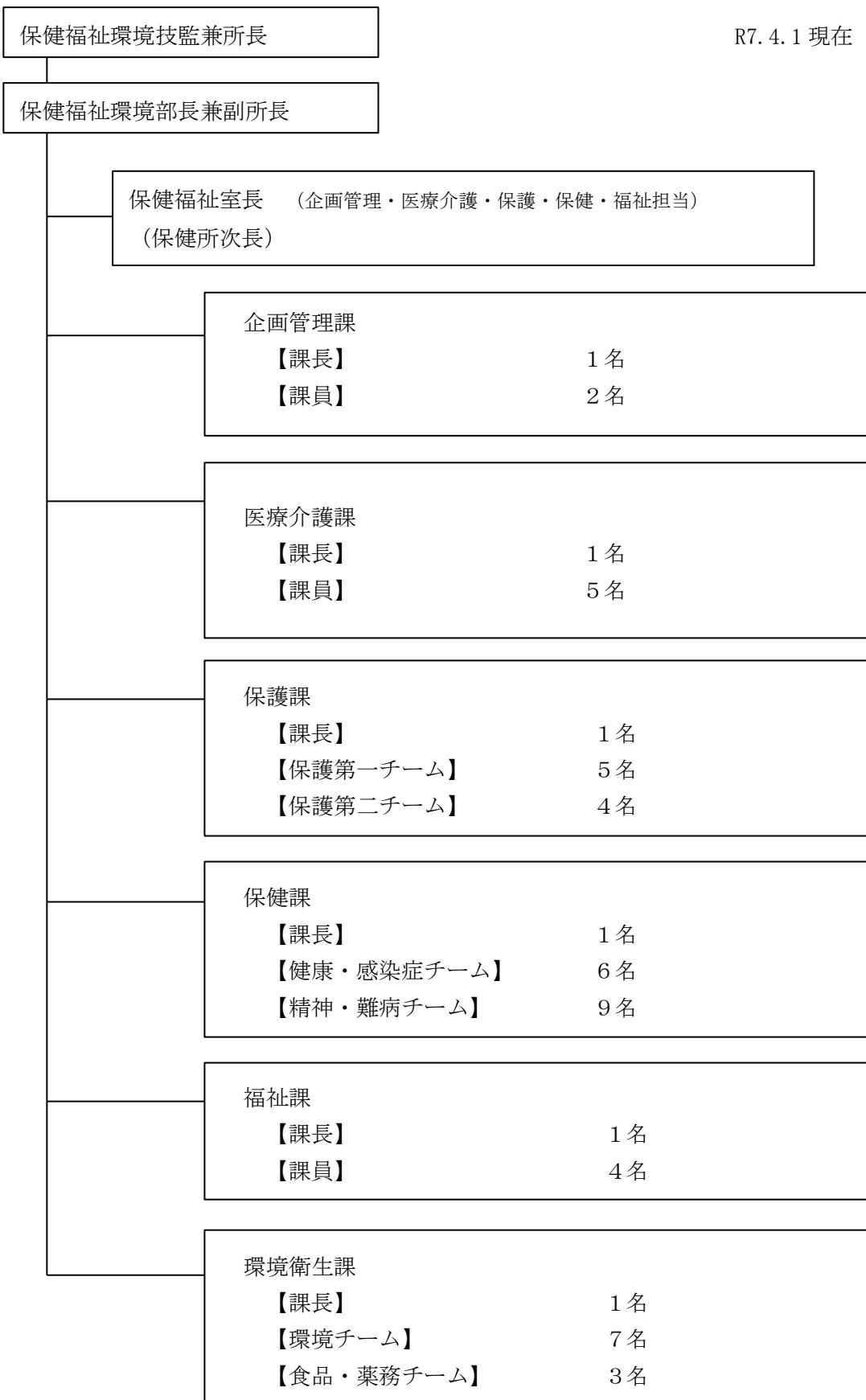
地域保健法において、「保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行う」と定められている。

- 1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
- 2) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
- 3) 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
- 4) 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
- 5) 医事及び薬事に関する事項
- 6) 保健師に関する事項
- 7) 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
- 8) 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
- 9) 歯科保健に関する事項
- 10) 精神保健に関する事項
- 11) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
- 12) エイズ、結核、性病、伝染病その他の疾病的予防に関する事項
- 13) 衛生上の試験及び検査に関する事項
- 14) その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

## IV 岩手県県央保健所(旧保健所)のあゆみ

年 月	項 目
昭和 13 年 4 月	旧保健所法により盛岡市及び岩手郡を管轄区域として「盛岡保健所」が発足
昭和 13 年 9 月	本格的な保健所事業を開始
昭和 20 年 4 月	盛岡市、紫波郡（旧 1 町 14 カ村）及び岩手郡（旧 1 町 8 カ村）が管轄区域となる。
昭和 23 年 1 月	保健所法改正施行（昭和 22 年政令第 323 号）
昭和 23 年 6 月	モデル保健所として県公会堂に移転し、旧保健所（内丸）を分室とした。
昭和 25 年 4 月	課制がしきれ、総務課、衛生課、保健予防課、普及課の 4 課制となる。
昭和 30 年 4 月	市町村合併により管轄区域が 1 市 2 町 4 村となる。
昭和 30 年 10 月	機構改革により総務課、保健予防課、衛生課の 3 課制となる。
昭和 34 年 4 月	併設性病診療所を廃止した。
昭和 44 年 10 月	盛岡地区合同庁舎（現内丸庁舎）に移転
	指定保健所となる。（県で指定保健所制を発足）
平成 9 年 4 月	地方振興局生活福祉部との統合により、保健福祉環境部となる。岩手保健所との統合により、1 市 7 町 3 村（11 市町村）が所管区域となる
	保健福祉企画室、健康推進課、予防課、衛生課、環境課、5 課（部としては福祉課、保護課を含む 7 課制）所長、副所長、3 次長体制となる。
平成 15 年 4 月	機構改革により、7 課（企画管理課、医薬予防課、環境課、衛生課、健康福祉課、児童家庭課、障害保健課）（部としては、保護課を含む 8 課）チーム制となる。
平成 17 年 4 月	所長、副所長、2 次長体制、一部チームの再編あり。
平成 17 年 9 月	市町村合併により管轄区域が 2 市 5 町 1 村となる。
平成 20 年 4 月	盛岡市は中核市保健所として盛岡市保健所を開設し、それに伴い今までの盛岡保健所は、「県央保健所」と名称が変更され、所管区域から盛岡市が除かれた。
	組織は 5 課（企画管理課、医療介護課、健康推進課、児童障がい福祉課、環境衛生課）（部としては保護課を含む 6 課）となった。
平成 22 年 4 月	地方振興局が広域振興局に移行したことに伴い、盛岡広域振興局保健福祉環境部となる。
平成 26 年 1 月	滝沢市の市制移行に伴い、管轄区域が 2 市 5 町となる。
平成 27 年 4 月	一部課名の変更があり、企画管理課、医療介護課、保健課、福祉課、環境衛生課の 5 課（部としては保護課を含む 6 課）となった。

## V 令和7年度 盛岡広域振興局保健福祉環境部・県央保健所の組織と人員



## VI 各課の業務内容について

### 1 企画管理課の業務内容

#### 業務関係法律

地方自治法　　統計法　　戸籍法　　人口動態調査令  
死産の届出に関する規程　　日本赤十字社法　　災害救助法　　社会福祉法  
戦傷病者戦没者遺族等援護法　　地域保健法　　等

#### 業務内容

- ① 所内の人事、職員の安全衛生に関すること
- ② 非常勤職員及び会計年度任用職員の任用に関すること
- ③ 予算経理、支出事務及び収入事務に関すること
- ④ 庁舎内管理に関すること
- ⑤ 備品の管理に関すること
- ⑥ 内部統制、監査及び検査に関すること
- ⑦ 災害対策、災害救助事務に関すること
- ⑧ 職員研修に関すること
- ⑨ 日本赤十字社岩手県支部盛岡地区の事務に関すること
- ⑩ 戦没者・戦傷病者に関すること
- ⑪ いわて県民計画に関すること
- ⑫ 衛生統計、人口動態調査、福祉行政報告例等統計事務に関すること
- ⑬ 県政提言、市町要望、苦情に関すること
- ⑭ 「保健所運営協議会」の運営に関すること
- ⑮ 鳥インフルエンザに関すること

## 2 医療介護課の業務内容

### 業務関係法律

#### 1 医療関係

医療法 医師法 歯科医師法  
保健師助産師看護師法 歯科衛生士法 歯科技工士法  
診療放射線技師法 臨床検査技師等に関する法律 柔道整復師法  
あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律  
理学療法士及び作業療法士法 視能訓練士法 臨床工学技士法  
義肢装具士法 救急救命士法  
看護師等の人材確保の促進に関する法律 死体解剖保存法 等

#### 2 高齢者福祉・介護関係

介護保険法 老人福祉法 社会福祉法 等

### 業務内容

#### 1 医療関係

- ① 医療関係施設の許可・届出、立入検査・指導等  
(病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所)
- ② 医療相談
- ③ 医療従事者免許関係事務  
〔 医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師  
　　臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士 〕
- ④ 医療法人の認可・届出等
- ⑤ 岩手県保健医療計画 2024-2029 (圏域計画) の推進
- ⑥ 岩手県地域医療構想の推進
- ⑦ 救急医療体制及び災害時医療体制の構築

#### 2 高齢者福祉・介護関係

- ① 介護保険事業（支援）計画の推進及び市町の支援
- ② 地域包括ケアシステムの構築支援
- ③ 介護保険施設及び介護保険事業所の指定・届出、運営指導等
- ④ 有料老人ホームの届出、指導検査等
- ⑤ 高齢者に対する虐待防止及び権利擁護
- ⑥ 老人クラブ等社会活動促進事業補助金、軽費老人ホーム事務費補助金等の交付
- ⑦ 社会福祉法人（老人福祉法所管法人に限る。）の定款変更認可等

## 重点事業

### 1 地域医療の充実

#### (1) 高度急性期から在宅医療・福祉が提供される体制の整備

盛岡圏域医療連携推進(地域医療構想調整)会議を開催し、岩手県保健医療計画2024-2029(地域編)の進捗状況の評価・検証、盛岡構想区域地域医療構想の具体的対応方針等について協議する。

##### 【地域医療構想】

急速な少子高齢化による医療介護需要の増大と疾病構造の変化に対応するために、都道府県が策定する地域における将来の医療提供体制に関する構想で、将来の医療需要に応じた、より効率的で質の高い医療提供体制の構築を目指すもの。

#### (2) 災害医療対策の推進

災害時の医療支援連携体制構築に向け、地域災害医療コーディネーター等と連携し、情報伝達訓練及び盛岡地域災害医療対策連絡会議を開催する。

### 2 保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステム体制の拡充

##### 【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を構築する必要がある。

#### (1) 人材育成・確保

地域の包括的な支援体制を支える医療、介護、福祉の人材が不足していることから、人材の育成・確保・定着を図るため、中学生を対象に進学・就職の動機づけを行うために、医療介護出前講座を実施する。

#### (2) 地域包括ケアシステム構築の支援

地域包括ケアシステムに係る課題把握、助言、情報共有を図るため、盛岡圏域町高齢者福祉(介護)・地域包括支援センター連絡会議を開催し、市町の取組を支援する。

#### (3) 医療と介護連携の推進

医療・介護連携促進を目的とした研修会の開催、盛岡北部行政事務組合在宅医療介護連携推進協議会への参画等により、地域の取組を支援する。

### 3 保健課の業務内容

#### 業務関係法律

##### 1 健康・感染症チーム

健康増進法 健康増進法の一部を改正する法律 栄養士法 食品表示法  
母子保健法 児童福祉法 歯科口腔保健の推進に関する法律  
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 予防接種法  
肝炎対策基本法 新型インフルエンザ等対策特別措置法  
新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律  
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

##### 2 精神・難病チーム

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者総合支援法 自殺対策基本法  
難病の患者に対する医療等に関する法律

#### 業務内容

##### 1 健康・感染症チーム

《健康づくり及び栄養改善関係》

- ① 地域健康・栄養課題の把握
  - ア 国民健康・栄養調査及び県民生活習慣実態調査の実施
  - イ がん等疾病予防支援システムの運用（岩手県独自の健康関連情報収集システム）
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防のための施策の推進
  - ア 健康いわて21プラン第3次の推進（ヘルスサポートネットワーク会議含む）
  - イ 市町村健康増進計画の策定及び推進の支援
  - ウ 学校や事業所等と連携した生活習慣病対策事業の推進
    - ・健康経営の取り組みの推進
    - ・食生活改善キャンペーン事業
  - エ 受動喫煙防止対策の推進（普及啓発・相談・通報対応）
- ③ 食を通じた環境整備の促進
  - ア 特定給食施設等の指導・支援
  - イ 特別用途食品及び食品表示法の栄養成分表示の相談・指導
  - ウ 健康増進法虚偽誇大広告の相談・指導
  - エ 飲食店における栄養成分表示の推進
- ④ 健康づくりに関する人材育成
  - ア 管理栄養士・栄養士の育成
  - イ 食生活改善推進員等の育成
  - ウ 健康的な食事推進マスターの育成
  - エ 管理栄養士・栄養士の免許事務

### 《歯科保健》

- ① 口腔の健康づくり推進事業
  - ・思春期歯肉炎予防事業（小学生、中学生、高校生に対する歯科保健講座）
  - ・成人の歯周病予防事業（成人に対する歯科保健講座）
- ② 地域歯科保健医療従事者研修
- ③ 盛岡地域歯科保健推進連絡会の開催
- ④ 普及啓発
  - ・よい歯のコンクール
  - ・歯と口の健康週間、いい歯の日の取組み

### 《母子保健》

- ① 女性の健康支援センター事業
  - ・遺伝相談事業
  - ・不妊相談
  - ・思春期保健相談
  - ・妊産婦メンタルヘルス事業
- ② 妊娠・出産包括支援事業
  - ・母子保健担当者連絡会の開催
- ③ 小児慢性特定疾病医療費助成申請・相談
- ④ 長期療養児等に対する自立支援事業
- ⑤ 特定不妊治療交通費助成事業
- ⑦ 不育症検査費用助成事業

### 《感染症関係》

- ① 感染症発生時の対応（疫学調査、健康調査及び指導、関係施設及び市町指導）
- ② 感染症発生動向調査事業
- ③ 感染症診査協議会の運営
- ④ 感染症予防に係る研修会の開催
- ⑤ 予防接種に関する指導
- ⑥ エイズ相談及びH I V抗体検査、性器クラミジア感染症病原体検査、H T L V-1抗体検査、梅毒検査
- ⑦ エイズ対策特別促進事業、エイズ予防普及啓発
- ⑧ ウィルス性肝炎の相談及び検査、肝炎治療にかかる医療費助成
- ⑨ 新型インフルエンザ等対策（連絡会議、搬送・連絡・P P E着脱訓練等）

### 《結核関係》

- ① 結核患者管理に関すること
  - ・疫学調査
  - ・結核患者登録管理

- ・療養指導、家族指導
- ・接触者健診
- ・管理検診

② 結核医療費公費負担事務

③ 結核発生動向調査事業

④ 結核対策特別促進事業

- ・直接服薬確認支援（DOTS）の実施
- ・結核予防普及啓発事業
- ・関係職員研修会の開催
- ・結核定期病状調査の実施

⑤ 市町結核検診及び予防接種に関する指導

⑥ 結核健康診断費補助金

#### 《その他》

- ① 原爆被爆者健康診断、各種手当支給
- ② 骨髄バンクの推進（骨髄提供登録受付）
- ③ 地域保健実習指導（管理栄養士、保健師）
- ④ 保健師等の人材育成

## 2 精神・難病チーム

#### 《精神保健関係》

- ① 措置入院関係調査及び措置入院事務
- ② 精神障がい者の入退院等届出に関する事務
- ③ 自立支援医療（精神通院）事務
- ④ 精神障害者保健福祉手帳交付事務
- ⑤ 精神病院実地審査、実地指導
- ⑥ 精神障がい者の通報などの緊急対応・相談・支援等
- ⑦ 精神科救急医療体制の円滑な運営に関すること
- ⑧ 精神障がい者及び家族等への保健指導
- ⑨ 精神保健相談事業
- ⑩ 断酒会員によるアルコール相談事業
- ⑪ 精神障害者社会適応訓練事業
- ⑫ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築体制支援事業
- ⑬ 自殺対策事業
  - ・盛岡地域自殺対策アクションプランの推進
- ⑭ ひきこもり対策推進事業
- ⑮ 自死遺族支援
- ⑯ 精神科病院の業務従事者による入院患者への虐待通報等

## 《難病関係》

- ① 特定医療費助成・相談
- ② 難病患者地域支援ネットワーク事業
  - ・在宅療養支援計画策定、評価事業
  - ・訪問相談事業、医療相談事業（療養相談会、交流会）、訪問指導（療養）事業
- ③ 難病患者、家族会活動支援

## 3 その他

病院看護業務指導

## 4 環境衛生課の業務内容

### 業務関係法律

#### 1 環境チーム

区分	関係法令
生活衛生	水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 等
生活衛生 (営業)	旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法 等
環境保全 地球環境	環境基本法、地球温暖化対策の推進に関する法律、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例 等
公害 化学物質	大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 (P R T R 法)、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ダイオキシン類対策特別措置法 等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法、自動車リサイクル法、浄化槽法、P C B 特別措置法 等
自然保護	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、自然公園法、自然環境保全法、絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律、温泉法 等
砂利・採石	砂利採取法、採石法 等
環境放射線対策	原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針 等

#### 2 食品・薬務チーム

区分	関係法令
食の安全安心	食品衛生法、食品安全基本法、食品表示法、調理師法、製菓衛生師法 等
薬務	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (薬機法)、毒物及び劇物取締法、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 等
狂犬病予防	狂犬病予防法 等
動物愛護	動物の愛護及び管理に関する法律 等
化製場	化製場に関する法律 等

## 業務内容（主なもの）

### 1 環境チーム

#### 《生活衛生関係》

- ① 水道施設などの監視指導や飲料水の衛生指導など
- ② 特定建築物の届出受理、衛生環境確保の指導
- ③ ねずみ、衛生害虫駆除等、環境衛生全般に関すること

#### 《生活衛生（営業）関係》

- ① 旅館、公衆浴場、興行場などの許可、監視指導
- ② 理容所、美容所、クリーニング所の開設検査・監視指導

#### 《環境保全・地球環境関係》

- ① 環境保全活動の支援
- ② 地球温暖化対策に係る普及啓発、取組活動の支援
- ③ 再生可能エネルギーの利用促進
- ④ フロン回収等事業所の登録監視指導

#### 《公害・化学物質関係》

- ① 環境大気の常時監視
- ② 特定施設、ばい煙発生施設（ボイラー等）の届出受理、監視指導
- ③ 公共用水域（河川水、地下水）の採水
- ④ 土壌汚染対策のための調査命令、措置命令、届出受理
- ⑤ 公害紛争処理のための相談
- ⑥ 化学物質の排出量などの届出受理・審査
- ⑦ ダイオキシン特定施設の届出受理、施設の適正管理指導

#### 《廃棄物関係》

- ① 産業廃棄物の適正処理指導
- ② 廃棄物関係業者の許可、立入調査、改善命令、措置命令
- ③ 自動車リサイクルに係る関係業者の登録、許可、監視指導
- ④ 凈化槽設置届の受理、適正な維持管理指導など

#### 《自然保護関係》

- ① 希少野生動植物保護対策の推進
- ② 幼傷病鳥獣の保護
- ③ 狩猟関係登録や許可など
- ④ 自然環境保全に係る普及啓発、取組活動の支援
- ⑤ 温泉利用施設の許可、監視指導
- ⑥ 高病原性鳥インフルエンザ対策に係る野鳥の調査

#### 《砂利・採石関係》

- ・ 砂利採取場、採石場の認可、安全対策監視指導

#### 《環境放射線対策関係》

- ・ 環境放射能測定、関係機関、市町等への放射線測定機器貸与

## 2 食品・薬務チーム

#### 《食の安全安心関係》

- ① 食品営業許可、施設の監視指導
- ② 食中毒等の食品事故、不良食品の調査
- ③ 食品表示の監視指導
- ④ 食品の収去、検査成績書交付
- ⑤ 食の安全安心に係る衛生教育
- ⑥ 調理師免許、製菓衛生師免許関連事務

#### 《薬務関係》

- ① 薬局、医薬品販売業、医療機器販売の許可、届出
- ② 薬事関係施設の監視指導
- ③ 毒物・劇物販売の登録、届出、監視指導
- ④ 麻薬、大麻、覚醒剤等関係事務、監視指導
- ⑤ 薬物乱用防止の普及啓発
- ⑥ 献血の推進及び献血思想の普及啓発

#### 《狂犬病予防・動物愛護関係》

- ① 犬、ねこ等の適正使用の指導、普及啓発
- ② 迷い犬、負傷犬・猫の保護
- ③ 犬、猫の引き取り
- ④ 犬、猫の譲渡
- ⑤ 咬傷事故調査、苦情処理
- ⑥ 動物取扱業許可、施設の監視指導
- ⑦ 特定動物の飼養許可

#### 《化製場関係》

- ・ 関係施設の設置許可、監視指導

## 5 保護課の業務内容

都道府県は、社会福祉法に基づき福祉事務所を設置することとされており、当局は、岩手郡及び紫波郡を管轄する福祉事務所としての機能を有している。

県が設置する福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護等を処理することとされている。

### 業務関係法律

生活保護法

(※外国人については、外国登録地において生活保護法に準じて取り扱われる。)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

生活困窮者自立支援法

民生委員法

### 業務内容

#### 1 生活保護制度

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮している方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を援助することを目的とする。

保護の種類は次のとおり。

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助

#### 2 支給給付制度

中国残留邦人等に対し、生活保護とは別に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき給付を行っている。

支給給付の種類は、以下のとおり。

生活支援給付、住宅支給給付、医療支給給付、介護支給給付、その他政令で定める給付

#### 3 生活困窮者自立支援制度

失業などのため経済的に困窮している人や地域で孤立している人など日常生活に困難を抱えている人に対して、生活保護に至る前の段階で包括的な支援を行い、自立を支援する。

当局の実施事業は次のとおり。

##### (1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談を受け、①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、ニーズを把握、②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定、③自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施する。

(2) 住居確保給付金の支給

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象に賃貸住宅の家賃を支給することにより、住宅の確保（住宅喪失の予防）及び就労機会の確保を支援する。

(3) 子どもの学習・生活支援事業

盛岡広域振興局管内の生活困窮世帯等の小・中・高校生等に対して学習等の場所、機会を提供し、学習支援や悩み相談等を行うことにより、学習する習慣等を身につけ、進学に向けた学力の向上、学校生活の安定などを図り、社会的自立を支援する。併せて、基礎的な生活・学習習慣に課題を抱える小学生のいる世帯への巡回訪問により、子どもの学習支援及び親による養育への支援を行う。

(4) 家計改善支援事業

経済的な問題を抱える生活困窮世帯に対し、ファイナンシャルプランナー等の資格を有する相談員が家計表等を活用して相談者の状況に応じた支援プランを作成し、家計管理、滞納の解消や各種制度の利用、債務整理、貸付のあっせん等の支援を行う。

#### 4 民生・児童委員

岩手県には3千数百人の民生・児童委員が配置されている。その職務は、①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握すること、②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと、④社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること、⑤社会福祉法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）その他の関係行政機関の業務に協力すること等である。

当局では、民生・児童委員を対象とする研修会の開催等を担当し、委員としての資質向上を支援している。

## 6 福祉課の業務内容

### 業務関係法律

障害者基本法 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）  
障害者の日常生活及社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）  
身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 発達障害者支援法 障害者虐待防止法  
社会福祉法 児童福祉法 児童虐待防止法 子ども・子育て支援法  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）  
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 母子及び父子並びに寡婦福祉法  
児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

### 業務内容

- ① 指定障がい者福祉サービス事業者の指定等及び実地指導に関すること
- ② 障害者総合支援法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法施行に関すること
- ③ 障がい者の地域移行支援に関すること
- ④ 身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員に関すること
- ⑤ 身体障害者手帳の再交付に関すること
- ⑥ 知的障害者療育手帳の交付に関すること
- ⑦ 特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当に関すること
- ⑧ 心身障害者扶養共済制度に関すること
- ⑨ろうあ者・盲ろう者の相談に関すること
- ⑩ 保育所及び児童福祉施設に関する事務、監査、指導に関すること
- ⑪ 児童扶養手当に関すること
- ⑫ 児童手当に関する監査、指導に関すること
- ⑬ 次世代育成支援行動計画（児童福祉分）に関すること
- ⑭ 児童虐待防止に関すること
- ⑮ 里親制度に関すること
- ⑯ 母子父子・寡婦世帯の自立支援に関すること
- ⑰ 母子父子及び寡婦福祉関係機関、団体への支援に関すること
- ⑱ 女性支援に関すること
- ⑲ 母子生活支援施設に関すること。
- ⑳ ひとにやさしい駐車場利用証制度に関すること。